

令和6年度埼玉県アルコール健康障害専門会議 議事録

1.会議日時及び場所

日時 令和6年7月26日(金)14時から15時30分

場所 埼玉会館6B会議室

2.出席者(敬称略)

【有識者】

丸木 雄一 一般社団法人埼玉県医師会 副会長
吉岡 幸子 八戸学院大学健康医療学部 教授
嶋田 兆央 公益社団法人埼玉県断酒新生会 理事長

【医療機関】

宇田 英幸 地方独立行政法人埼玉県病院機構 埼玉県立精神医療センター 副部長
上村 美幸 地方独立行政法人埼玉県病院機構 埼玉県立精神医療センター 主任(随伴)

【行政機関】

浅野 昌則 さいたま市保健衛生総務課 課長
曲淵 祥子 さいたま市保健衛生総務課 主査(随伴)
加藤 拓也 さいたま市保健衛生総務課 主任(随伴)

【関係各課所】

佐々木 英司 福祉部 精神保健福祉センター 主幹
額田 信志 福祉部 地域包括ケア課 副課長
高橋 裕一郎 県民生活部 青少年課 主幹
荒井 今日子 保健医療部 健康長寿課 主幹
脇田 一亮 教育局 保健体育課 主幹
唐仁原 哲也 県警察本部 少年課 企画・指導補佐
岸田 克也 県警察本部 運転免許課 講習第一補佐

【オブザーバー】

飯島 徹 埼玉県小売酒販組合連合会 副会長
1名(匿名) アルコホーリクス・アノニマス

【事務局】

横田 淳一 保健医療部 健康政策局長
鈴木 久美子 保健医療部 疾病対策課 課長
佐藤 夕子 保健医療部 疾病対策課 副課長
外園 孝之 保健医療部 疾病対策課 主幹
濱谷 翼 保健医療部 疾病対策課 主査
石田 大翔 保健医療部 疾病対策課 主事

3.議事

- (1)第8次埼玉県地域保健医療計画における埼玉県依存症対策推進計画について
- (2)埼玉県アルコール健康障害対策の進捗状況について
- (3)20歳未満の飲酒防止に向けた取組の提案について

埼玉県アルコール健康障害専門会議設置要綱第3条第2項に基づき、保健医療部横田健康政策局長が議長となり以降の議事を進行する。

議事1 第8次埼玉県地域保健医療計画における埼玉県依存症対策推進計画について

事務局)資料1～4に基づき、計画について説明。

議長)ありがとうございました。事務局から依存症対策推進計画について説明がありましたが、御意見や御質問がございましたら、リアクションまたは挙手をお願いいたします。

<リアクション無し>

議長)質問はないということですので進めさせていただきますが、最後の方で何かございましたら御質問いただければと思います。続きまして議事の(2)、埼玉県アルコール健康障害対策の進捗状況について、でございます。資料5をお手元にご用意ください。関係課所から説明をいただきますが、時間の都合上簡潔に説明をお願いできればと思います。

各事業担当課)資料5に基づき、進捗状況を説明。

議長)ありがとうございました。様々な取り組みについて御報告、御説明いただきましたが、皆様から御質問等ございましたら、リアクションまたは挙手をお願いいたします。

吉岡委員)<挙手>

議長)それでは吉岡委員、お願いいたします。

吉岡委員)吉岡の方から質問をいくつかさせてください。精神医療センターのところで、或いは精神保健福祉センターのところでお話がありました家族教室のことをうかがわせてください。ご家族が困っているということは重々皆さんご存じだと思いますけれども、お話の中でアルコールとドラッグの家族教室をしていたんだけど種別を広げたというふうに、精神保健センターの方からうかがったんですけれども、それでどうしてかっていうことと、別々にするのか或いはそれ以外に、例えばネットとかゲームとかっていうことも含めた家族教室を広げたのか、あたりをお伺いしたいということと、もう1つあります。もう1つはこの家族教室

は多分大人のことをイメージしてらっしゃるかと思うんですね。問題を持ってらっしゃる方の親御さん或いは配偶者の方というイメージをしているんですけども、例えばアルコール依存症者を親に持った子供への支援というところは、それぞれのところでのようにお考えになっているのかというあたりを、お伺いしたいなと思います。

議長) 吉岡委員から精神保健福祉センターと医療センターにご質問がございました。それぞれご回答いただければと思います。よろしくお願いたします。

精神保健福祉センター) 精神保健福祉センターから家族教室のことにしてお答えさせていただきます。まずアルコール家族教室、薬物家族教室という形で、昨年度まで種別を分けて、1ヶ月おきに運営をしていた実態がございます。中には、コロナや、あと体調等もあるかと思うんですけども、申し込みされていたご家族が急遽お休みをされるとか、毎月同じような形で相談が上がってくるわけでもなくてですね、例えば来月の家族教室の運営をするにあたって、申込者が少ないために教室の開催ができなかったというのがございました。今年度はそういった形で開催がお休みになってしまうと、1ヶ月おきに昨年度は実施していたものですから、例えばアルコールのご家族が次の教室を受けるのに2ヶ月先になってしまうような実態もございましたので、タイムリーにご家族に適切な情報提供ができるような形というふうなことで、種別を分けずに同じ教室の中で学んでいただくような運営に切り換えております。試行的に今年度から始めているような形でして、ゲーム・ネットと買い物とか、窃盗っていうんでしょうか、盗んでしまうとか、様々な依存の相談が上がってくるころではあるんですが、まずは件数が多いアルコール、薬物、ギャンブルというふうなことの枠組みで現在は運営しております。担当者の方が家族教室を受けてもらって、相談に活用していきたいというふうなことがある場合は、個別で申し込みを受け付けておるような状況ですので、必ずその3つの種別じゃないと受けられないというふうなことではなく、柔軟に今年度は運用しております。以上です。

吉岡委員) ご回答ありがとうございます。よくわかりました。私の希望としましては、やはりご家族本当に困ってらっしゃるんですけど、やはり県内に1ヶ所、精神保健福祉センターでしかやってないので、希望的には全県でも家族教室できるようになっていくといいなという思いでした。

議長) ありがとうございます。先ほど子供についてのお話でしたが、ご家族でということでお答えいただいております。

吉岡委員) 子供の支援については、それぞれのところでお考えになってらっしゃるのか、こういう予定があるとか伺いたいなということでした。

議長) いかがでしょうか。

精神保健福祉センター) 補足でちょっと確認ですけども、吉岡先生の今のお話は、子供さん、想定としては年代の低い子供さんへの何か取り組みを検討されてるか、それとも子供さんっていうても成人する子供さんとか、年代も様々だと思うんですけども、どのぐらいの年代を想定されたご質問だったでしょうか。

吉岡委員) それも含めて、やはりアルコール問題って、親御さん家庭で育つので早くから、介入というか、相談ができる機関

があるといいなということですので、今、それぞれでやっているということではないんですけれども、小さいお子さんだったら、そのお子さんに向けての支援、或いはこういうところだと市町村かなあとは思っておりますけれども、お子さん対象に何かプログラムをやっているのかとか、或いは小中高でヤングケアラーと言われていたような時代もありますけれども、そんなところをどこの機関でやってらっしゃるかという、早期発見・早期介入ということで、アルコール健康障害ということも、もう少し広い立場で考えになって、県政としても行っていただくといいなあとということで、今できてなくてもいいんですけれどもそういうことも視野に入れて、プログラムなり支援をしていただければ、ということをお願いです。

議長)ありがとうございます。御意見ということで、今後それぞれの担当・課で検討させていただければと思います。それでは先ほど、断酒会の嶋田委員が挙手されていたと思いますのでお願いいたします。

嶋田委員) 昨晚、埼玉のアルコール関連問題連絡会に参加させていただきました。吉岡先生が言われたような事例も昨晚出ておりました。子供のケアというようなことも含めて、支援する関係機関が共同して対応しているような話をされておりました、できればこういう場所で、アルコール依存症の本人と家族に対してのケアについて、県内のいろいろな(精神科の病院の取り組み)情報を流していただいて共有して貰えたら良いと思います、あと事例で、身体科と精神科との連携。その中で、やはり身体科の方のアルコール依存症に対する認知度とか、そういったものが高ければ、アルコール依存症とそのあとの連携につなげられる可能性が非常に高くなる。そういったところを含めて、「空港の様なハブ機能を依存症に対して持てないか、」関先生が言われてました、どこかが情報や対応したときに、抱え込むのではなくて情報共有できるような、そういう連携のシステムづくりを検討していただければと、提案させていただきました。以上です。

議長)ありがとうございます。嶋田委員からいただいた意見につきまして、事務局から何かお話はありますか。

事務局) 嶋田委員、ありがとうございます。身体科と精神科の連携というところは、以前から言われているところでもございます。身体科との連携によってより早く依存症のトリートメントギャップをなくしていくかというところにも直結していくと思いますので、どのようなことができるかっていうのをちょっとまた考えさせてもらえればと思います。貴重なご意見ありがとうございます。

議長) 御意見ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

<リアクションなし>

議長) それでは本日オブザーバーとして参加いただいています、埼玉県小売酒販組合連合会の飯島様、何か御意見ございましたらお願いいたします。

埼玉県小売酒販組合連合会) 組合では大きく2つの取り組みをしております、1つは20歳未満飲酒防止キャンペーンですね。これは10組合で24回開催しております、327人の人が参加していると。今年はさらにオーラビジョンや電子掲示板を使って、効力が出るようにやっております。もう1つはですね、酒類販売管理者研修というのをやっております、酒類販売管理者っていうのは、酒の小売店に必ず1人はいなきゃいけないという資格でありまして、それを延べ78回で1800

人ぐらい、受講してるんですけども、そこでは必ず 20 歳以上が確認できる身分証明書がないとお酒を絶対売っちゃ駄目だと、もし売ると大変なことになるよというような研修をやってますので、20 歳未満の方が、お酒を購入できないようにするには、効果的なのかなというふうに思っております。以上です。

議長)ありがとうございました。それでは、オブザーバーとして参加いただいているアルコールクス・アノニマスからご意見ございましたらお願いいたします。

AA)本日は参加させていただきましてありがとうございます。特に資料等は用意しておりませんが、私共 AA は特に会費制ではなく誰でも参加できるという、特にその登録とかもないんですね。実名を名乗ってもいいですし、ニックネームで参加することもできるということで、比較的その依存症者当事者がですね、気軽に参加しやすい環境であるのかなというふうに思ってます。あとですね、埼玉県内、さいたま市だけでもほぼ毎日、主に夜の 7 時から 8 時半の時間帯でミーティングを行ってます。アルコール依存症者、本人が参加するんですけど、一緒に家族が参加することもできます。あとはですね、家族だけが参加するアラノンという、また別の団体なんですけど、アラティーンですね、10 代の、アルコール依存症者当事者のお子さんが参加するという、そういったところも詳しい数はアラノン、アラティーンに関しては把握してないんですけど首都圏でもミーティングを行っている、そういうふうな活動しております。あとですね、今年の 4 月から埼玉県立精神医療センターのメッセージですね、我々がお邪魔して患者さんに向けて話をするっていう活動もさせていただいております。以上です。

議長)ありがとうございました。それでは、丸木先生。医師会でアルコール依存症に対して何か取り組みがありましたら、ここでお話いただければと思います。

丸木委員)あんまり積極的な動きはないんですけども、依存症ですと、アルコール依存の場合は精神科でお願いするって形が多いんですけど、先ほど出ました一般の身体科の先生方に、もう少し意識を高めていただくという形で、そういう講演会は今盛んにやっております、減酒薬というものが出ておりますから、そういうものを使うということと、地域包括ケアのシステムの中では高齢者のアルコール依存に対してもうまくアプローチできないかということで、それも意識を高めると割と高齢者はやめられるというような印象を持っておりますので、その辺の一般身体科、それから高齢者に対するアルコール依存に関しては、何とか対応していくという形で、非常に積極的にやってみるってことではないんですけども、粛々とやっているというぐらいのところだと思います。

議長)ありがとうございました。皆さん貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。それではですね、他にはよろしいでしょうか。

<リアクションなし>

議長)それでは続きまして、議事の(3)に移りたいと思います。議事の(3)の 20 歳未満の飲酒防止に向けた取組の提案についてということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局)資料6に基づき、飲酒啓発資材案について説明。その後、3種類のポスター案についてどれが良いか裁決をとる。

<参加者による集計の結果、3種類の案が同票>

事務局)まさかの同票で決定しないという事態が発生してしまいました。後日事務局から、今日ご参加いただきました皆様方に個別でご連絡をさせていただき、また改めて決まった際に皆様にメール等でお知らせいたします。また、本日欠席になつてしまった料飲業組合の矢作理事長にもまた意見をもらいながら進めて参りますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長)ありがとうございました。これについてまた改めてご紹介させていただくということですが、大人目線じゃなくて子供たちと意見をというような話も吉岡先生からございましたので参考にさせていただきます。というところも含めて検討し、決定していければと思います。予定しておりました議事は以上でございますけれども、全体を通して何か御意見等あればお願いしたいと思います。改めまして、丸木先生何かありますでしょうか。

丸木委員)いや特にはございません。先ほど言ったようなことが今対応してるってことですのでよろしくお願いします。

議長)ありがとうございます。吉岡先生、いかがでしょうか。

吉岡委員)<特になし>

議長)よろしいでしょうか。色々なご意見をいただきましてありがとうございました。今後も取組の中で参考にしていければと思っております。以上を持ちまして本日の審議は終了とさせていただきます。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。事務局の方に進行をお戻し致します。

事務局)ありがとうございました。本日の審議内容を御参考にしていただき、関係各課所に置かれましてはより一層のアルコール健康障害対策の推進を宜しく願い致します。以上を持ちまして、令和6年度埼玉県アルコール健康障害専門会議を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりまして御審議いただきまして大変ありがとうございました。